

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 県土整備部

事業種名： 道路の整備

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

県土整備部では、「災害に備える強靱な県土づくり」、「生活の質を高める持続可能な県土づくり」、「地域資源を活かして成長する県土づくり」を基本的方向として、事業を行っているところである。

これらの基本的方向性のもと、道路工事にあたっては騒音軽減、環境配慮を図るため、鋼（耐候性）鉄橋、多径間連続桁、排水性・透水性舗装等の、それらに配慮した機械、資材を使用した。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

工事の施工にあたっては、低騒音型、低排出ガス型の機械を使用した。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

体系的な道路網の整備による交通の円滑化を図ることにより、自動車排ガスによる大気汚染の改善や自動車騒音の低減などの沿道環境の改善や自然環境との調和に配慮した道路整備を進めており、引き続きこれらの方針に基づいて事業を進めていくこととしている。

4 課題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

道路の整備には、計画から完成まで長い期間を要するため、周辺環境への配慮については事業実施中の影響等も考慮しながら事業を進める必要がある。

5 事業一覧

（様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成28年度

県土整備部

事業種名：道路の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	一般県道根岸本町線（環状中央通り線）	施工段階	11	9	81.81818182	4
2	一般国道140号皆野秩父バイパス	施工段階	15	15	100	5
	合計		26	24		

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 県土整備部

課・所・室名 さいたま県土整備事務所

事業の種類	道路の整備	事業名	一般県道根岸本町線 (環状中央通り線)
事業の規模	2 車線 延長 0 . 3 k m	実施場所	川口市地内 (市街地地域)
計画期間	平成 4 年度 ~ 平成 3 0 年度	段 階	施工段階
事業の概要 : 川口駅周辺の渋滞を緩和するため、環状道路を施工した。施工区間はすべて市街地である。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 工事の施工にあたっては、低騒音型、低排出ガス型の機械を使用した。
- ・ 路床改良にあたっては、建設副産物の削減のため、再生処理を行った。
- ・ 舗装工については、排水性、透水性舗装を採用するとともに、再生材料を積極的に採用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 現在、電線共同溝を整備しており、工事中に支障となる植栽は今後検討する予定。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

4

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 県土整備部 課・所・室名 西関東連絡道路建設事務所

事業の種類	2 道路の整備	事業名	一般国道140号皆野秩父バイパス
事業の規模	暫定2車線(完成4車線)、延長4.9km	実施場所	皆野町皆野～秩父市蒔田(低地、丘陵地)
計画期間	平成14年度～	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>一般国道140号皆野秩父バイパスは、地域高規格道路「西関東連絡道路」の一部を構成し、一般国道140号（現道）の交通渋滞緩和を目的として、延長約4.9kmを暫定2車線（完成4車線）で整備を進めている。</p> <p>施工区間は一般国道140号（秩父郡皆野町大字皆野地先）を起点とし、皆野町の市街地を進み、秩父鉄道秩父線と一級河川荒川を秩父やまなみ大橋により渡り、秩父市の丘陵部を通過して終点である一般国道299号（秩父市蒔田地先）に至るものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <p>【新皆野橋区間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の環境に配慮した鋼（耐候性）鉄橋としている。 ・ 騒音の低減を図るため、多径間連続桁とし、施工区間では設置可能な範囲で仮囲いの設置を行った。 <p>【丘陵部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路事業区域内に存在する保全すべき植物種について専門家の意見を聞きながら、対象種土との適した環境条件を備えた場所への移植を行った。 	<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>
--	--

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

5

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。